

令和 5 年

第 2 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 5 年 2 月 2 0 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

## 令和5年第2回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

第1号議案	公立学校管理職人事異動について
報告2 専第1号	専決処分の報告について 令和4年度赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の委 嘱について
第2号議案	令和5年度学校給食実施計画について
第3号議案	令和4年度赤穂市一般会計補正予算（2月）について
第4号議案	令和5年度赤穂市一般会計予算について
第5号議案	赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について
報告3	物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について
報告4	赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て
その他	(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について (2) 春季休業中における生徒指導について

第 1 号議案

公立学校管理職人事異動について

公立学校管理職の人事異動について、別紙のとおり内申したい。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 1 号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため非公開

報告 2

専決処分の報告について

専第 1 号 赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和 5 年 2 月 20 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第 1 号

赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について

本市青少年育成センター運営委員会委員の辞任に伴い、その後任として、赤穂市青少年育成センター運営規則（昭和 48 年赤穂市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 2 号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

第 2 号議案

令和 5 年度学校給食実施計画について

令和 5 年度学校給食実施計画について、別紙のとおり計画したい。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

第 3 号議案

令和 4 年度赤穂市一般会計補正予算（2 月）について

令和 4 年度赤穂市一般会計補正予算（2 月）について、その意見を求める。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算  
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当  
するため非公開

第 4 号議案

令和 5 年度赤穂市一般会計予算について

令和 5 年度赤穂市一般会計予算について、その意見を求める。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算  
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当  
するため非公開



## 第 5 号議案

赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、その意見を求める。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算  
その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当  
するため非公開

### 報告 3

#### 物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、令和5年第1回赤穂市議会定例会に上程されるので、その内容につき次のとおり報告する。

令和5年2月20日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不適當である事件に該当するため非公開

#### 報告 4

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例について、令和5年第1回赤穂市議会定例会に  
上程されるので、その内容につき次のとおり報告する。

令和5年2月20日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公  
開が不相当である事件に該当するため非公開

その他

(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

(2) 春季休業中における生徒指導について